

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	総務局行政部行政課（情報公開グループ） (06-6208-9825～7)
処分課（担当）名	処分対象の公文書を保有する実施機関
処分の名称	公文書公開請求に対する公開決定等
概 要	大阪市情報公開条例に基づき、実施機関の保有する公文書の公開請求ができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市情報公開条例 http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000005684.html (第10条)
審査基準	大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、条例第2条第1項で規定する実施機関が行う処分に係る大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとします。 第1 公開決定等の審査基準（第10条関係） 条例第10条の規定に基づく公開又は非公開の決定（以下「公開決定等」という。）は、次により行います。 1 公開する旨の決定（同条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行います。 (1) 公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていない場合 (2) 公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合であって、当該非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、このときには、当該非公開情報が記録されている部分を除いて公開する。 2 公開しない旨の決定（同条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行います。 (1) 公開請求に係る公文書に記録されている情報が全て非公開情報に該当する場合 (2) 公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合であって、当該非公開情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき (3) 公開請求に係る公文書を保有していない場合 (4) 公開請求に係る公文書の存在の有無を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになる場合 (5) 公開請求に係る公文書が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しないこととされている書類等、条例第15条各項で条例の規定を適用しないこととしたものであるとき (6) 公開請求が不適法な場合 ア 公開請求書に条例第6条第1項各号に掲げる事項の記載の不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、公開請求者に補正を求めるものとします。 イ 公開請求が権利の濫用に当たる場合。この場合、権利の濫用に当たるか否かの判断は、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の実施機関の事務への支障及び市民等の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行います。実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等情報公開制度の趣旨から著しく乖離する公開請求は、権利の濫用に当たります。 3 前2項の判断に当たっては、公文書に該当するか否かの判断は「第2 公文書該当性に関する判断基準（第2条第2項関係）」に、公開請求に係る公文書に記録されている情報が非公開情報に該当するか否かの判断は「第3 非公開情報該当性に関する判断基準（第7条関係）」に、部分公開をすべき場合に該当するか否かの判断は「第4 部分公開に関する判断基準（第8条関係）」に、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべき場合に該当するか否かの判断は「第5 公文書の存否に関する情報に関する判断基準（第9条関係）」に、他の法令等の規定により定められた閲覧等の制度や図書館等の施設における一般利用等からみて本条例を適用するか否かの判断は「第6 他の法令等との調整等に関する判断基準（第15条関係）」に、それぞれよりします。 第2 公文書該当性に関する判断基準（第2条第2項関係） 公開請求の対象が条例第2条第2項に規定する公文書に該当するか否かの判断は、次の基準により行います。 1 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、自己の職務の範囲内において、作成し、又は取得したことをいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問いません。 職務には、地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務及び同法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含みます。

- 2 「文書」とは、紙に文字その他の符号で表示されたもので、決裁文書・供覧文書（以下「起案文書」という。）のほか、台帳、帳票、カード類、印刷物、資料等をいいます。
「図画」とは、地図、図面、設計図、写真、スライド、マイクロフィルム等をいいます。
「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。具体的には、録音テープ、ビデオテープ、磁気テープ、磁気ディスク（フロッピーディスク、ハードディスク）、光磁気ディスク（MO）、光ディスク（CD-ROM等）等に記録されたものがこれに該当します。
- 3 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味します。
したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する覚え書や資料、職員の個人的な検討段階にとどまる起案のための草稿、課題等の整理資料、参考となる事項のメモ書等は、これに該当しません。
また、公開請求時点において、「実施機関が保有しているもの」が要件となるので、請求時点において実施機関が保有している場合は、当該公文書がこの条例の施行日前に作成又は取得された公文書であっても、公開請求の対象となります。
- 4 「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く」とは、一般に容易に入手、閲覧が可能なものであることから、公開請求等の対象となる公文書の定義から除くこととしたものです。

第3 非公開情報該当性に関する判断基準（第7条関係）

公開請求に係る公文書に記録されている情報が非公開情報に該当するか否かの判断は、次の基準により行います。

なお、当該判断は、公開決定等を行う時点における状況に基づき行います。

1 個人情報（第7条第1号）についての判断基準

本号では、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を最大限に保護するために、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることとしています。

(1) 特定の個人を識別することができる情報等（第7条第1号本文）について

ア 「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有するすべての情報を意味します。

具体的には、次に掲げるような情報がこれに該当します。

- ・ 氏名、住所、本籍など戸籍的事項に関する情報
- ・ 学歴、職歴など経歴に関する情報
- ・ 疾病、障がいなど心身に関する情報
- ・ 資産、収入など財産に関する情報
- ・ 思想、信条等に関する情報
- ・ 家庭状況、社会的活動状況に関する情報
- ・ その他個人に関する一切の情報

ただし、法人等を代表する者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものとするのが相当であり、本号の「個人に関する情報」に当たりません。

イ 公開請求は、何人でも行うことができ、本条本文は公開請求者のいかににかかわらず、一律に非公開情報を適用することとしていることから、公開請求者が自己に関する個人情報の公開を請求した場合であっても、本人以外のものからの公開請求と同様に取り扱うことになります。

したがって、公開請求では本号に該当する個人情報である限り、公開請求者が当該本人であっても、公開することができません。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるものですが、その情報の性質上、第7条第2号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の公開基準によることが適当ですので、同号で判断するものとし、本号に規定する「個人に関する情報」から除外することとしたものです。

ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報については、本号により、公開・非公開の判断を行うものとします。

エ 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、他の者と区別された特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性がある場合をいいます。

オ 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる」とは、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合も、エの「特定の個人を識別することができるもの」に含まれることを確認的に規定したものです。

カ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の研究論文等の著作物であって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいいます。

(2) 法令等の規定により公にされている情報等（第7条第1号ただし書ア）について

ア 本号本文の例外として、本文に規定する個人情報に該当する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、公開すべきとしています。

次の4種類の情報が対象となります。

- ・ 法令等の規定により公にされている情報
- ・ 法令等の規定により公にすることが予定されている情報
- ・ 慣行として公にされている情報
- ・ 慣行として公にすることが予定されている情報

イ 「法令等の規定により」とは、法律、政令、省令又は条例に根拠となる規定があることをいいます。

ウ 「慣行として」とは、法令等に根拠規定がない場合であっても、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われてきていることをいいます。

エ 「公にされ…ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいいます。したがって、過去に新聞等で報道された事実であっても、現在は限られた者しか知らない事実は、「公にされ…ている情報」に該当しません。

オ 「公にすることが予定されている情報」とは、公開請求の時点においては、公にされていないが、将来、公にすることが予定されている情報をいいます。

(3) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（第7条第1号ただし書イ）について

ア 本号本文の例外として、本文に規定する個人情報に該当する情報であっても、当該情報を非公開とすることにより得られる利益よりも、当該情報を公開することにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を公開すべきことを定めたものです。

したがって、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要があります。

イ 本号本文に該当する個人情報がある第三者に関する情報である場合において、ただし書イにより例外的に公開しようとするときは、原則として、当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないこととなっています（第13条第2項参照）。

(4) 公務員等に関する情報（第7条第1号ただし書ウ）について

ア 本号本文の例外として、本文に規定する個人情報に該当する情報であっても、当該情報が公務員等の職務遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を公開すべきことを定めたものです。

イ 公務員等の職務遂行に係る情報については、当該情報のうち、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては非公開情報に該当しません。

ウ 公務員等の氏名については、行政事務に関する情報ですが、同時に当該公務員等の私生活においても個人を識別する基本的な情報として一般に用いられており、これを公開すると公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれもあり得ることから、ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるか否かにより公開・非公開の判断を行います。

この場合において、職務遂行上の情報に係る本市職員の氏名については、職階に関係なく原則として公開する慣行が定着していますので、特段の事由がない限りその氏名を公開するものとします。

一方、本市職員以外の公務員等の氏名の取扱いについては、当該団体の職務遂行上の情報ですので、当該団体において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているか否かによって判断します。

エ 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号ハに規定する公務員等」とは、次の者をいいます。

- ・ 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）
- ・ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員
- ・ 地方公務員法第2条に規定する地方公務員
- ・ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員

したがって、国家公務員及び地方公務員については、一般職だけでなく特別職を含めた全ての公務員が該当することになります。

オ 「その職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務遂行に関する情報をいいます。

したがって、公務員等が受ける勤務評定、懲戒処分、分限処分その他の行政措置は、当該公務員等にとっては、職務に関する情報ではあっても、「その職務の遂行に係る情報」には該当しません。

カ 公務員等の職務の遂行に係る情報であっても、それが他の非公開情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が非公開になることがあります。

1の2 行政機関等匿名加工情報等（第7条第1号の2）

本号では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号を非公開とすることとしています。

具体的には、個人情報の保護に関する法律第112条第1項の提案に応じて第109条第1項に基づき作成された行政機関等匿名加工情報やその加工の際に削除されることとなった同条第4項に規定する「削除情報」等が該当します。

2 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（第7条第2号）についての判断基準

本号では、法人等又は事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護するために、法人等の事業者に関する情報でその正当な利益を害するおそれがあるものを原則として非公開とします。

(1) 法人その他団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（第7条第2号本文）について

ア 「法人」には、株式会社等の会社法（平成17年法律第86号）上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人、政治団体、外国法人等も含まれます。

ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び住宅供給公社については、その公共的性格を考慮し、本号の「法人」から除かれます。国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び住宅供給公社も企業活動を行うことがあります。それは本号ではなく、第5号の適用を受けます。

「その他の団体」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

イ 法人等を代表する者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものとして本号で判断します。

ウ 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいいます。

エ 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいいます。

オ 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいいます。

- ・ 法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの
- ・ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの
- ・ その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるもの

カ 「権利」は、財産権に限定されませんから、信教の自由、学問の自由等の自由権のように、非財産的権利も当然含まれます。

キ 法人等の事業者に関する情報であって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものについては、当該法人等の事業者の「正当な利益を害する」とは認められません。

例えば、法人に関する登記事項は、法令等の規定により何人でも閲覧できるので、公開することが可能ですし、法人等の事業者が宣伝等のために自主的に作成し、公表した企業パンフレット、広告等や、何人も容易に入手し得る新聞、雑誌、出版物、各種統計資料等に記載された営業実績、経営状況、活動状況等については、特段の事情がない限り、当該法人等の事業者の「正当な利益を害する」とは認められません。

(2) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（第7条第2号ただし書）について

ア 本号本文の例外として、本文に規定する法人等の事業者に関する情報に該当する情報であっても、当該情報を非公開とすることにより得られる利益よりも、当該情報を公開することにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を公開すべきことを定めたものです。

したがって、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要があります。

イ 本号本文に該当する法人等の事業者に関する情報が第三者に関する情報である場合において、ただし書により例外的に公開しようとするときは、原則として、当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないこととなっています（第13条第2項参照）。

3 任意提供情報（第7条第3号）についての判断基準

本号では、合理的な条件の下で実施機関に情報を提供した個人又は法人等の非公開取扱いに対する正当な期待と信頼を保護するため、任意に提供された情報について、非公開情報としての要件を定めています。

(1) 実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件で個人又は法人等から任意に提供された情報（第7条第3号本文）について

ア 「実施機関の要請を受けて」とは、文書、口頭を問わず、実施機関から当該情報を提供してほしい旨の依頼があった場合をいいます。したがって、個人又は法人等の側から、自己に有利な政策決定を求めて、自ら実施機関に情報を提供したような場合は含まれません。

また、法令等で定められた権限の行使として、実施機関が資料の提出等を求めた場合は、この要件に該当しません。

イ 「公にしないとの条件」とは、契約書、要綱、調査票等の書面中に「他の目的に使用しない」、「秘密を厳守する」、「公開しない」等の記載があるなど、明示のものに限り、また、情報提供者が形式的に又は一方的に条件を付しただけではこれに該当せず、実施機関が当該条件を了承していることが必要です。

ウ 「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいい、法令等により提出義務がある情報は含まれません。

エ 「当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該個人又は当該法人等が属する業界、業種等の通常の慣行に照らして、公にしないことに客観的、合理的な理由があるものをいいます。

オ 「当時の状況等に照らして」とは、当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断することを基本としますが、必要に応じて、その後の期間の経過や状況の変化を考慮することとする趣旨です。

(2) 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（第7条第3号ただし書）について

ア 本号本文の例外として、本文に規定する任意提供情報に該当する情報であっても、当該情報を非公開とすることにより得られる利益よりも、当該情報を公開することにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越する場合には、当該情報を公開すべきことを定めたものです。

したがって、比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に検討する必要があります。

イ 本号本文に該当する情報の中に第三者に関する情報が含まれている場合において、ただし書により例外的に公開しようとするときは、原則として、当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないこととなっています（第13条第2項参照）。

4 審議・検討・協議情報（第7条第4号）についての判断基準

本号では、行政等の内部又は相互間における適正な意思決定が損なわれないようにするため、審議、検討又は協議に関する情報について、非公開情報としての要件を定めています。

(1) 「本市の機関」とは、本市の執行機関、議決機関、補助機関及び附属機関をいいます。

(2) 「本市の機関及び国等…の内部又は相互間」とは、次に掲げる関係をすべていいます。

ア 本市の機関の内部

イ 本市の機関の相互間（例 市長と行政委員会、市長と市会との相互間等）

ウ 本市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は住宅供給公社の相互間

エ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は住宅供給公社の内部

オ 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は住宅供給公社の相互間

(3) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、行政等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報をいい、これらの審議、検討又は協議を行うために必要な調査研究、企画、調整等を含む趣旨です。

(4) 「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の内容、性質に照らし、検討段階にある情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、行政等の適正な意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものであることをいいます。

(5) 審査会、審議会等の合議制機関の審議等に関する情報については、会議が公開されていれば、原則として、その議事録等は公開されることになるが、会議自体が非公開とされていても、その議事録等が当然非公開となるわけではなく、事後的に議事録等を公開するかどうかは、その記載内容や審議事項に照らし、個別具体的に、率直な意見の交換等を「不当に」損なうおそのの有無を判断することとしています。

5 事務事業遂行情報（第7条第5号）についての判断基準

本号では、本市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、これらの事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることとしています。

(1) 「次に掲げるおそれその他…当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」との文理から明らかなように、本号のアからオまでは、限定列举ではなく、例示です。したがって、アからオまでに規定する事務又は事業以外の事務又は事業であっても、公にすることにより、その性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、非公開とすることができます。

また、アからオまでの類型ごとに掲げる各支障（アであれば、「正確な事実の把握を困難にするおそれ」等）についても、典型的な例を示したにとどまるので、その他の支障を排除する趣旨ではありません。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業が本来有する性質に照らして、保護に値する場合のみ非公開とすることができるとの趣旨です。

また、「当該事務又は事業」とは、公開請求に係る事務又は事業に限定されず、同種の事務又は事業が将来にわたって反復的に行われる場合には、将来の同種の事務又は事業を当然含む趣旨です。

(3) 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることをいいます。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められるか否かにより判断します。

6 公共の安全・秩序維持情報（第7条第6号）についての判断基準

本号では、公共の安全と秩序の維持を図るため、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査等に支障が生じると認められる情報を非公開とすることとしています。

(1) 人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護…に支障が生じると認められる情報について

例えば、次のような情報をいいます。

ア 公にすることにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその財産若しくは社会的な地位が脅かされるおそれがあると認められる情報

イ 公にすることにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかになり、その結果、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがあると認められる情報

(2) 犯罪の予防、犯罪の捜査…に支障が生じると認められる情報について

ア 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯であることを問わず、犯罪行為をあらかじめ防止することを行い、犯罪を誘発・助長するおそれがあると認められる情報を含みます。

イ 「犯罪の捜査」とは、被疑者等の捜索、身柄の確保、証拠の収集、保全等の活動をいい、内偵活動等を含みます。

(3) その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報について

例示として列举された前段の各情報を含め、公にすることにより、安全で平穏な市民生活、善良な風俗など公共の安全と秩序を維持することに支障が生じると認められる情報をいいます。

7 法令秘情報（第7条第7号）についての判断基準

本号では、条例制定権の範囲及び公開に関する一般法としてのこの条例の性格に考慮し、法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により公にすることができないと認められる情報を非公開とすることとしています。

(1) 「法令等」とは、本条第1号アに略称規定が置かれているとおり、法令及び条例をいいます。ここで、「法令」とは、法律及び政令、府令、省令その他の国の機関が定めた命令をいいます。

(2) 「法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ…る情報」とは、法令又は条例の明文の規定により、公開が禁止され、他の目的への使用が禁止され、又は具体的な守秘義務が課されている情報をいいます。

(3) 「法令等の規定の定めるところにより…公にすることができないと認められる情報」とは、法令又は条例に公開を禁止する明文の規定はないが、当該法令又は条例の趣旨、目的に照らしてその規定するところを解釈した場合に、公にすることができないと認められる情報をいいます。

(4) 「法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等」とは、法律の規定又は法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた公開してはならない旨の明示の指示、勧告、助言等をいいます。

したがって、電話照会その他の口頭によるものは含まれず、文書によるものであっても、一般的な問答集や「公開については慎重に取り扱うこととされたい」といった抽象的な内容のものは含まれません。

また、通達類もその根拠が不明なものは含まれませんし、法律に基づく政令の規定を根拠として発せられた通達類であっても、単に解釈の基準を示したに過ぎないものなど、法的な拘束力を有しないものは該当しません。

(5) 「明示の指示等」の判断に際しては、当該指示等の法的根拠と形式、指示等の発信者、指示等の内容及び具体的表現、指示等に示された理由の合理性等を総合的に考慮して、当該指示等が実施機関が従うべき法的拘束力を有するものかどうかを慎重に検討して行います。

第4 部分公開に関する判断基準（第8条関係）

公開請求に係る公文書について、条例第8条の規定に基づき部分公開をすべき場合に該当するか否かの判断は、次の基準により行います。

1 第8条第1項の規定について

(1) 「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」とは、非公開部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、非公開部分を物理的に除くことが、公開請求に係る公文書の保存状況や非公開情報の記録状態、部分公開用の複写又は複製物の作成の時間、労力、費用等から判断して、過度の負担を要せずに行うことができるものと認められるときをいいます。

なお、非公開部分を容易に区分して除くことができる場合であっても、非公開部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときには、部分公開の義務はありません。

(2) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、公開請求に係る公文書から非公開部分を区分して除くと、無意味な文字、数字、様式等のみとなる場合や、断片的な情報や公表された情報のみとなり、請求者が知りたいと欲する内容が十分提供できない場合等をいいます。

2 第8条第2項の規定について

第7条第1号に規定する個人情報とは、氏名、生年月日その他の個人が識別される部分に限られないことから、個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、個人識別性のある部分を除いた部分について、第7条第1号の個人情報に含まれないものとみなして、当該部分を公開することとしています。

第5 公文書の存否に関する情報に関する判断基準（第9条関係）

公開請求に対し、公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否すべき場合（条例第9条）に該当するか否かの判断は、次の基準により行います。

1 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで」とは、公開請求に係る公文書特定した上で非公開決定等を行い通知することにより、あるいは当該公文書が存在しないことを理由に非公開決定を行い通知することにより、公開請求に係る公文書が存在しているか否かの事実が通知を受けた公開請求者に明らかになることをいいます。

2 「非公開情報を公開することとなる」とは、例えば、個人を特定してその病歴や生活保護の受給の有無に関する情報の公開請求があった場合のように、当該請求に係る公文書の存否を明らかにしただけで、個人又は法人等の正当な権利利益を侵害したり、今後の事務事業に支障をきたすなど、第7条各号に規定する非公開情報の保護法益を損なうこととなる場合をいいます。

3 本条の規定を適用することができると考えられる公開請求の例としては、次のようなものがあります。

- (1) 特定の個人の入院記録等病歴に関する情報の公開請求
- (2) 特定の個人の生活保護決定等に関する情報の公開請求
- (3) 特定の個人又は法人等の市税滞納処分その他の法令違反による行政処分、犯歴に関する情報の公開請求
- (4) 特定の職員の懲戒処分、昇任・昇格調書等に関する情報の公開請求
- (5) 特定の生徒、児童等の傷害、体罰、非行等に関する情報の公開請求

第6 他の法令等との調整等に関する判断基準（第15条関係）

公開請求に対し、他の法令等の規定により定められた閲覧等の制度や図書館等の施設における一般利用等の定めを考慮し、条例第15条に基づきこの条例を適用するか否かの判断は、次の基準により行います。

1 第15条第1項の規定について

戸籍法など個別の法律の規定により情報公開法を適用しないこととされている書類等を実施機関が保有している場合には、当該書類等について、この条例の規定を適用しません。

したがって、そのような書類等を対象とする公開請求は、要件を具備しない不適法な請求であるので、非公開決定ではなく、本項に基づき、請求そのものを却下する決定を行います。

2 第15条第2項の規定について

(1) 第15条第2項本文について

他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付（以下「公文書の閲覧等」という。）を受けることができるときは、当該法令等が定める公文書の閲覧等の制度を利用すべきであるから、そのような場合にはこの条例の規定を適用しません。

また、公文書館に収蔵されている特定歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書のうち、業務における本来的使用が終了し、保存期間が満了したもの）の閲覧等については、大阪市公文書管理条例第16条の規定による「特定歴史公文書等の利用請求制度」の利用が可能であるため、この条例の規定を適用しません。

(2) 第15条第2項ただし書の規定について

他の法令等の規定により公文書の閲覧等が定められていたとしても、公文書の閲覧等を受けることができるものの範囲が当事者や利害関係者に限られていたり、あるいは閲覧等ができる期間が限られていたり、その方法がコピーを認めず、閲覧だけに限定されている場合などにおいて、当該法令等の趣旨、目的、規定の文言等の解釈からして、当該法令等がその範囲外のものに対する公文書の閲覧等又は異なる期間若しくは方法等による公文書の閲覧等を禁止する趣旨でないとは認められるときは、この条例の規定を並行して適用します。

(3) 第15条第3項の規定について

図書館、博物館その他これらに類する本市の施設（美術館等）において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされている公文書及び一般の利用に供することを目的として管理されている公文書については、当該施設の目的に応じた管理方法や閲覧・貸出し等の利用方法が定められており、その定めに従った利用を行うべきであることから、そのような公文書についてはこの条例の規定を適用しません。

標準処理期間

14日

経由日数

なし

提出先	総務局行政部行政課（情報公開グループ）
提出時期	随時
提出方法	公開請求の方法については、4つの方法があります。 1 窓口(本庁舎1階市民相談室)で直接、公開請求する方法 2 郵便で公開請求する方法 〔郵便の送付先〕 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ） 3. 大阪市ホームページから請求する方法 https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/5c14b3ec-b3e9-46c6-8dbf-a4alc4502136/start 4. ファクシミリで公開請求する方法 Fax：06-6227-4033
手数料	手数料は、無料ですが、写しの交付を受ける場合は費用を負担していただきます。また、郵送による写しの交付の場合は、送料の負担も必要になります。
相談窓口	総務局行政部行政課（情報公開グループ）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000005051.html
備 考	